

岩手県告示第 100 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 20 年 2 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 病院の名称 | 所在地 | 救急病院として効力を有する期限 |
|-------|-----------------|------------------|
| 一関病院 | 一関市大手町 3 番 36 号 | 平成 23 年 2 月 11 日 |